



平成18年4月13日

各位

上場会社名 株式会社 松坂屋
代表者氏名 代表取締役社長執行役員
岡田 邦彦
コード番号 8235
本社所在地 名古屋市中区栄三丁目16番1号
上場取引所 名証・東証 第一部
決算期 2月
問合せ先 本社広報・IR室 山川 俊朗
(TEL.052-264-7025)

株式移転による純粋持株会社体制への移行について

1. 株式移転による純粋持株会社体制への移行の目的

当社は、流通業界を取り巻く著しい環境の変化に的確に対応できる経営体制を構築するため、これまで全社一元化の方向性を基本とする組織改革を実施してまいりました。

今後、松坂屋グループとして一層の企業価値向上を実現するためには、機動的かつ柔軟な経営判断ができる体制を構築するとともに、グループ各社の採算性と事業責任の明確化を図ることが不可欠です。このため、これまで取り組んできた一連の組織改革に続くステップとして、本年9月1日に株式移転により当社の完全親会社となる「株式会社松坂屋ホールディングス」を設立し、純粋持株会社体制へ移行することといたしました。

移行後は、純粋持株会社である「株式会社松坂屋ホールディングス」が上場会社となり、グループ全体の経営戦略の策定、経営資源の配分および子会社の業務執行に関する監督機能を担います。また、子会社各社のミッションを明確にするるとともに、グループ内事業間のシナジー効果の追求や他社とのアライアンスによる事業の再編などによって、グループ全体としての経営効率を高め、グループ外取引の拡大、新たな事業機会の創出などを通じた成長力の強化を図ってまいります。

松坂屋グループは、純粋持株会社体制のもと、グループ全体で一丸となってお客様第一の営業活動を展開し、競争力、収益力の強化による企業価値の向上を目指してまいります。

2. 株式移転の内容

(1) 株式移転の日程

| | |
|------------|----------------------|
| 平成18年4月13日 | 株式移転承認取締役会 |
| 平成18年5月25日 | 株式移転承認株主総会(予定) |
| 平成18年8月28日 | 株式会社松坂屋上場廃止日(予定) |
| 平成18年9月1日 | 株式移転期日・純粋持株会社設立日(予定) |

平成18年9月 1日 純粋持株会社設立登記日(予定)

平成18年9月 1日 純粋持株会社上場日(予定)

(2) 株式移転比率

| | 株式会社松坂屋ホールディングス | 株式会社松坂屋 |
|--------|-----------------|---------|
| 株式移転比率 | 1.0 | 1.0 |

株式移転比率

当社の普通株式1株に対して純粋持株会社の普通株式1株を割当て交付いたします。

株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と純粋持株会社の株主構成に変化のないことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する当社普通株式1株に対して純粋持株会社の普通株式1株を割り当てることとします。

第三者機関による算定結果、算定方式および算定根拠

上記のとおり、本株式移転は当社単独による株式移転でありますので、第三者機関による算定は行いません。

(3) 株式移転交付金

株式移転交付金の支払いは行いません。

(4) 純粋持株会社の上場申請に関する事項

純粋持株会社は、東京証券取引所市場第一部および名古屋証券取引所市場第一部に上場申請を行うことを予定しております。なお、純粋持株会社の上場に伴い、当社は上場廃止となる予定です。

3. 株式移転当事会社の概要

| | 平成18年2月28日現在 | 株式移転による新会社の予定 |
|-------|--------------------------------|--|
| 商号 | 株式会社 松坂屋 | 株式会社 松坂屋ホールディングス |
| 事業内容 | 百貨店業 | 百貨店事業等を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配および管理等 |
| 設立年月日 | 明治43年2月 | 平成18年9月 |
| 本店所在地 | 愛知県名古屋市中区 栄三丁目16番1号 | 愛知県名古屋市中区 |
| 上場取引所 | 東京証券取引所市場第一部、 名古屋証券取引所市場第一部 | 東京証券取引所市場第一部、 名古屋証券取引所市場第一部 |
| 会計監査人 | 中央青山監査法人 | 中央青山監査法人 |

| | 平成18年2月28日現在 | 株式移転による新会社の予定 |
|--------------------|--|--|
| 株主名簿管理人 | 中央三井信託銀行株式会社 | 中央三井信託銀行株式会社 |
| 代 表 者 | 代表取締役社長執行役員 岡田邦彦 | 代表取締役社長執行役員 茶村俊一 |
| 取 締 役 及 び 監 査 役 | 代表取締役社長執行役員 岡田邦彦 代表取締役専務執行役員 茶村俊一 代表取締役専務執行役員 小林 允 取締役専務執行役員 川中英男 取締役常務執行役員 都島敏明 取締役常務執行役員 清水重雄 取締役執行役員 梅津稜典 常勤監査役 岡崎曠敬 常勤監査役 柴田和彦 監 査 役 清水定彦 | 代 表 取 締 役 岡田邦彦 代 表 取 締 役 茶村俊一 代 表 取 締 役 小林 允 代 表 取 締 役 川中英男 取 締 役 都島敏明 取 締 役 田近健也 取 締 役 安達進一 取 締 役 高山 剛 監 査 役 岡崎曠敬 監 査 役 柴田和彦 監 査 役 清水定彦 監 査 役 夏目和良 監 査 役 高野茂徳 |
| 資 本 金 | 9,765 百万円 | 9,765 百万円 |
| 発行済株式総数 | 170,858 千株 | 170,858 千株 注1) |
| 単元株制度採用 の有無 | 有 (1 単元の株式数 1,000 株) | 有 (1 単元の株式数 1,000 株) |
| 株 主 資 本 | 67,133 百万円 | 未定 |
| 総 資 産 | 202,915 百万円 | 未定 |
| 決 算 期 | 2 月末日 | 2 月末日 |
| 従 業 員 数 | 3,063 人 | 未定 |
| 大株主および 持株比率 | 第一生命保険相互会社 (5.20%) 日本生命保険相互会社 (3.49%) 松和会 (3.06%) 株式会社三菱東京UFJ銀行 (2.61%) 松坂屋共友会 (2.48%) | 未定 |
| 主要取引銀行 | 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社りそな銀行 | 未定 |
| 当事会社の関係 | 資本関係 | 株式移転後、株式会社松坂屋ホールディングスは、株式会社松坂屋の発行済株式総数の100%を保有します。 |
| | 人的関係 | 株式会社松坂屋ホールディングスの取締役は、株式会社松坂屋の取締役が兼務する予定です。 |

注1) 今後、自己株式消却などにより変更する可能性があります。

4. 最近3決算期間の業績

(1) 単体業績

| 決 算 期 | 平成 16 年 2 月期 | 平成 17 年 2 月期 | 平成 18 年 2 月期 |
|------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 売 上 高 (百万円) | 322,308 | 302,413 | 300,109 |
| 営 業 利 益 (百万円) | 1,765 | 4,353 | 6,474 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 1,408 | 3,996 | 6,605 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 8,415 | 4,285 | 4,195 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 50.10 | 25.35 | 24.43 |
| 1 株 当 たり 配 当 金 (円) | 5.0 | 5.0 | 7.5 |
| 1 株 当 たり 株 主 資 本 (円) | 318.89 | 341.17 | 394.28 |

(2) 連結業績

| 決 算 期 | 平成 16 年 2 月期 | 平成 17 年 2 月期 | 平成 18 年 2 月期 |
|------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 売 上 高 (百万円) | 375,280 | 345,762 | 343,936 |
| 営 業 利 益 (百万円) | 2,414 | 4,835 | 7,087 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 2,345 | 4,678 | 7,660 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 8,462 | 2,506 | 5,519 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 50.38 | 14.82 | 32.21 |
| 1 株 当 たり 株 主 資 本 (円) | 341.62 | 353.41 | 413.74 |

5. 新株予約権の完全親会社への承継

当社は平成 18 年 4 月 13 日開催の当社取締役会において、「取締役の報酬額改定および株式報酬型ストックオプションの内容決定の件」、「監査役の報酬額改定および株式報酬型ストックオプションの内容決定の件」及び「従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件」として各新株予約権を発行することの承認を求める議案を、同年 5 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しておりますが、上記新株予約権は、いずれも完全親会社に承継されます。

承継後の新株予約権の内容

(a) 目的たる完全親会社の株式の種類

承継前の各新株予約権の目的たる当社株式と同種の純粋持株会社の株式

(b) 目的たる完全親会社の株式の数

新株予約権 1 個につき、(a)記載の純粋持株会社の株式 1,000 株を割り当てます。

但し、必要がある場合には、承継前の各新株予約権と同様の株式数の調整を行うものとします。

- (c) 権利行使に際して払込みをなすべき額
承継前の各新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき価額と同額とします。
- (d) 新株予約権を行使することができる期間
承継前の各新株予約権の権利行使期間と同じとします。
- (e) 新株予約権の行使の条件
承継前の各新株予約権の権利行使の条件と同じとします。
- (f) 新株予約権の消却
承継前の各新株予約権の消却事由及び消却の条件と同じとします。
- (g) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは純粋持株会社の取締役会の承認を要するものとします。

6 . 純粋持株会社の連結業績見通し

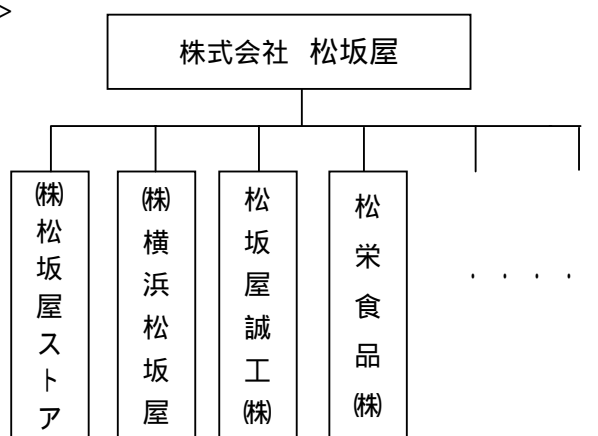
(単位：百万円)

| | 平成 19 年 2 月期 (6 ヶ月間) | 平成 20 年 2 月期 |
|-------|---------------------------|--------------|
| 売 上 高 | 176,000 | 345,000 |
| 経常利益 | 4,300 | 9,000 |
| 当期純利益 | 1,700 | 5,000 |

以 上

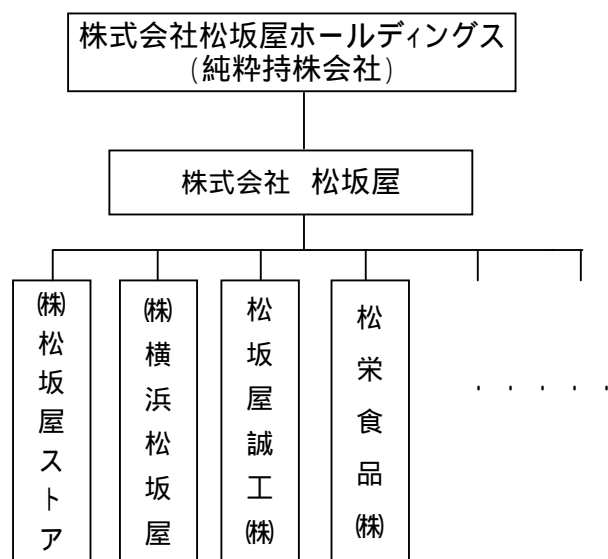
体制の概要

< 現在 >



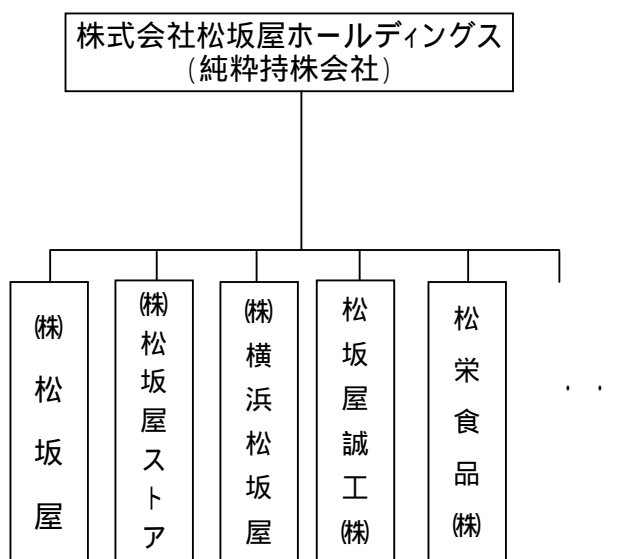
< 第1段階 平成18年9月 >

当社の完全親会社となる純粋持株会社を設立。
株式移転により株式会社松坂屋を純粋持株会社の
完全子会社とする。



< 第2段階 >

株式会社松坂屋の子会社を、純粋持株会社の
子会社として再編する。



(株)松坂屋ホールディングスの組織概要

